

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成二十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行						
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1 から9まで（現行のとおり）</p> <p>（災害、猛暑、厳寒等に係る電力需要抑制措置を実施した場合の特例）</p> <p>10 災害、猛暑、厳寒等に伴う電力不足に対応するため、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの知事が別に定める期間、電気事業者に対する電力の需要を抑制するために必要な措置として知事が別に定めるものが事業所において実施された場合において、その実施を証する書類が知事に提出されたときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八十三条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 から9まで（略）</p> <p>（東日本大震災に係る電力需要抑制措置を実施した場合の特例）</p> <p>10 東日本大震災に伴う電力不足に対応するため、平成二十三年三月十一日以降の知事が別に定める期間、電気事業者に対する電力の需要を抑制するために必要な措置として知事が別に定めるものが事業所において実施された場合において、その実施を証する書類が知事に提出されたときは、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="282 873 450 1343"> <p>第四条第 一項</p> </td> <td data-bbox="454 873 853 1343"> <p>燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給</p> </td> <td data-bbox="857 873 1106 1343"> <p>知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量</p> </td> </tr> </table>	<p>第四条第 一項</p>	<p>燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給</p>	<p>知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 873 1346 1343"> <p>第四条第 一項</p> </td> <td data-bbox="1350 873 1749 1343"> <p>燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給</p> </td> <td data-bbox="1753 873 2002 1343"> <p>知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量</p> </td> </tr> </table>	<p>第四条第 一項</p>	<p>燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給</p>	<p>知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量</p>
<p>第四条第 一項</p>	<p>燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給</p>	<p>知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量</p>					
<p>第四条第 一項</p>	<p>燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給</p>	<p>知事が別に定める方法により算定した燃料等の年度の使用量</p>					

別表第一 一の項 算定方法 の欄イ	（現行のとおり）	（現行のとおり）	する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第六号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量
別表第一 一の項 算定方法 の欄ロ	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
別表第一 一の項 算定方法 の欄ハ	（現行のとおり）	（現行のとおり）	
別表第一 一の項 算定方法 の欄ヘ（一）	熱使用量（当該熱供給事業者から供給されたものに限る。）	知事が別に定める方法により算定した熱使用量	
別表第一 一の項 算定方法	電気使用量（当該電気供給事業者から供給されたものに限る。）	知事が別に定める方法により算定した電気使用	

別表第一 一の項 算定方法 の欄イ	（略）	（略）	する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量
別表第一 一の項 算定方法 の欄ロ	（略）	（略）	
別表第一 一の項 算定方法 の欄ハ	（略）	（略）	
（新設）	（新設）	（新設）	
（新設）	（新設）	（新設）	

の欄へ
及び

量

11 から 13 まで (現行のとおり)

附則別記第一号様式から附則別記第三号様式まで (現行のとおり)

別表第一から別表第一の四まで (現行のとおり)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値 (第九条の一関係)
(現行のとおり)

備考

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = (1 - BPI) \times 100$$

この式において、A 及び BPI は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

BPI 次のいずれかの値をいう。

- (一) 特定建築物 (増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。) の屋内周囲空間 (各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。) の年間熱負荷 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 (平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号) 第一 三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。) を屋内周囲空間の床面積の合計 (単位 平方メートル) で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定め

11 から 13 まで (略)

附則別記第一号様式から附則別記第三号様式まで (略)

別表第一から別表第一の四まで (略)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値 (第九条の一関係)
(略)

備考

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = (1 - BPI) \times 100$$

この式において、A 及び BPI は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

BPI 次のいずれかの値をいう。

- (一) 特定建築物 (増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。) の屋内周囲空間 (各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。) の年間熱負荷 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 (平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号) 第一 三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。) を屋内周囲空間の床面積の合計 (単位 平方メートル) で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定め

る省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）別表第一に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

（二）特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下（二）において同じ。）の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第一に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

（三）（現行のとおり）

二 （現行のとおり）

別表第二から別表第二十まで （現行のとおり）

る省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）別表に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

（二）特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物（非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下（二）において同じ。）の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

（三）（略）

二 （略）

別表第二から別表第二十まで （略）

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第三十九号様式まで (略)